

## 令和2年 第11回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年11月13日(木) 午後2時00分～午後3時8分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 15名
4. 欠席委員数 0名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	出	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

11番 廣瀬 英雄
12番 三宮 憲治

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
 係 長 藤田 美智  
 係 員 工藤 俊夫 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の変更について
- (3) 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第59号 現況証明(非農地証明)について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

## (1) 開 会

議長 みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第11回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時5分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。11番 廣瀬英雄 委員、12番 三宮憲治 委員をお願いします。

## (3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第10回定例総会から本日の令和2年第11回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた3点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、「報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長

これより、日程4の議事に入ります。

それでは「議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」及び「議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の変更について」は関連がありますので一括して説明をお願いします。

それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年11月13日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和2年11月16日公告予定分を朗読)

引き続きまして、別冊議案書の10ページをご覧ください。議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の変更について、農用地利用集積計画を別紙のとおり変更するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年11月13日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和2年11月16日公告予定分を朗読)

以上です。

議長

提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第54号について、これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声あり

議長

質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

挙手全員です。

議長

挙手全員により、「議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。

議長

次に、議案第55号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 55 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の変更について」は原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後 2 時 26 分)

議長 それでは、再開します。

(とき、午後 2 時 27 分)

議長 次に「議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。

「議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。番号 1 番の 1 案件を 3 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3 番委員 三重の後藤綾子です。11 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は体調が優れず、申請地の管理ができていなかったため、売却をしたいと考えました。近隣耕作者に声をかけましたが、話がまとまらなかったため、あっせんの申出書を提出したところ、最適化推進委員が譲受人と話をまとめてくれたため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、217 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 12 番 三宮憲治 委員にお願いいたします。

12 番委員 12 番、緒方の三宮憲治です。11 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、高齢で農業を行っていないため、管理に苦慮していました。申請地付近で農業を営んでいる譲受人に相談したところ、自身の経営地に隣接しており利便性が良いため、売買することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 176

アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第56号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第56号の番号1番及び番号2番の2案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第56号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。  
「議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を11番 廣瀬英雄 委員にお願いいたします。

11番委員 11番、千歳の廣瀬英雄です。11月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は、周囲が山林に接しているため獣害が絶えず、耕作に不適な農地でした。申請者は高齢となりましたが後継者がおらず、農地の管理が困難なことから、今後は桜を48本植林し管理していきたいと思い、農振除外後に申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第57号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 57 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 57 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。  
「議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、地区審査会の報告を求めます。まず番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 9 番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9 番委員 三重の久保田直宏です。11 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 株式会社●●●● ●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、●●●●を経営する法人です。譲受人は、現在竹田店と 2 店舗を営んでおり、新車・中古車等を取り扱っていますが、豊後大野市と竹田市の他に、大分市にも車両置場を確保しており、借地料等にコストがかかっているため見直しが必要であり、三重店を中心とした拠点強化を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ、相談した結果、譲渡人も高齢で農業を行っておらず、農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 株式会社●●●● ●● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。申請地の隣接地には、●●●●の社宅寮がありますが、駐車場が不足していたため、新たに駐車場を整備したいと計画しました。適当な土地を探していたところ、社宅寮に隣接する申請地を見つけ、譲渡人に相談した結果、譲渡人も、高齢で農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の

1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号3番及び番号4番の2案件を10番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。11月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●● 成年後見人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、現在、三重町内の借家にて親子5人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、同じ小学校区内で住宅の新築を計画しました。適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号4番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 豊後大野市長 川野文敏さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。三重町中津留地区は携帯電話が使えない、いわゆる「携帯電話不感地域」です。地元からの要望で、市が整備する基地局を携帯電話事業者に貸し出す計画を立てました。電波到達エリア内で農地以外の土地を探しましたが、道幅が狭い等の理由で断念していたところ、申請地を見つけ、相談した結果、必要最低限の面積で賃貸借することで話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に番号5番及び番号6番の2案件を5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5番委員 5番、犬飼の小野です。11月5日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。現在、譲受人は、市内の借家に夫婦2人で生活していますが、建物が老朽化してきたことから、住宅の新築を計画しました。譲受人である妻の実家に近い場所で農地以外の土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず断念していたところ、譲渡人が所有する申請地が候補に挙がりました。譲渡人に相談したところ、譲渡人も申請地が経営地から遠く利便性が悪いため管理に苦慮していたことから、売買することで話がまとまり申請するものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

続いて、番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。現在、譲受人は、市外の借家に夫婦2人で生活していますが、手狭になってきたため、住宅の新築を計画しました。譲受人の実家のある犬飼町に建設したいと思い、農地以外の土地を探しましたが、条件に

合う土地が見つからず断念していたところ、譲渡人が所有する申請地が候補に挙がりました。譲渡人に相談したところ、譲渡人は高齢であることから申請地の管理に苦慮しており、売買することで話がまとまったため申請するものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第58号の番号1番から番号6番までの6案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第58号の番号1番から番号6番までの6案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第58号の番号1番から番号6番までの6案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号6番までの6案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第59号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。  
「議案第59号 現況証明（非農地証明）について」  
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号1番及び番号2番の2案件について地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号1番の1案件を3番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3番委員 三重の後藤綾子です。11月5日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第5条許可を得て転用を行った土地で、現況は畜舎となっておりますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。



議長 次に番号2番の1案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員 緒方の麻生祐三子です。11月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、山際の農地で周囲に農地はなく、耕作者であった父が亡くなったこともあって20年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第59号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。  
審査報告は、議案第59号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。  
これより採決します。議案第59号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第59号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 これをもちまして、令和2年第11回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
(とき、午後3時8分)

議事録署名委員 11番委員

廣瀬 英 雄

//

12番委員

三宮 浩 治